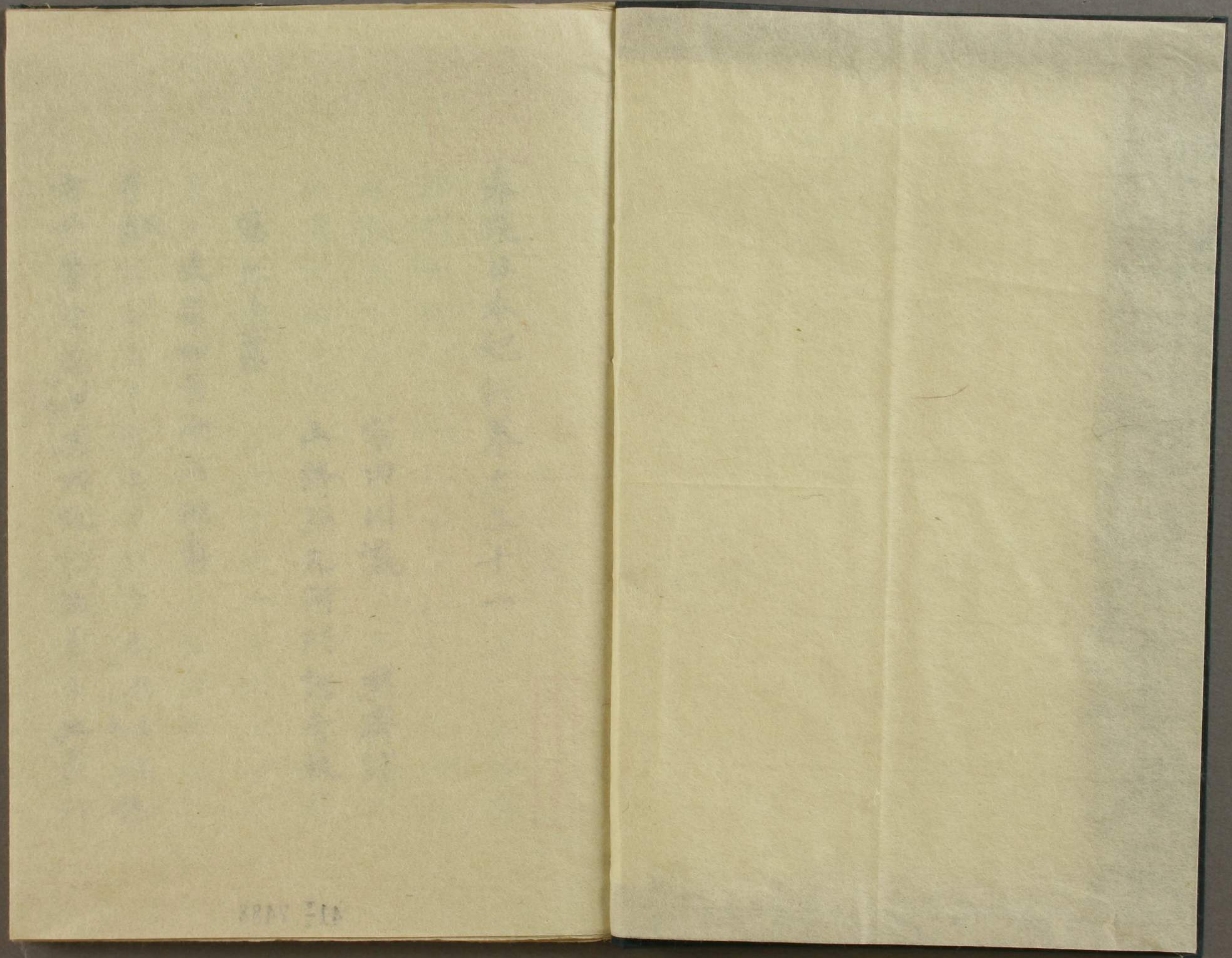


奉使日本紀行卷之二
宇田川興之助
山路潜考校

洋学文庫
文庫 8
C 79





BRAY 318



奉使日本紀行卷之二十一

宇田川瀛 興齋譯

山路彌九衛門詣考校

第二十一篇

東察加當今の秋勢

予^既復にシントペテルバウ^ルに^{地名}先^前の地

方の事を述^下其内地に生^る土産の



呂物頗多一ウエルスノイ地及カムシヤツ
 カ河の河濱ハ好^好順次を追て稈麦^{を作物}
 雀麦蕎麦大麦等を作り且諸種の蔬菜
 も亦甚能發生も我等其地子於て鎮堂^{ブゲヨウ}
 の恵に依り馬鈴薯^{ダヤカクライモ}燕薯^{カフラ}胡瓜^{キウリ}蒿蔞^{チサ}及最^モ
 上好の油菜を獲多り從前^{キョウリ}
 穀物の一二種を止白^{コシロ}里^{サキ}
 り此土に移一^種種^出と己^テ久^キ一^日日^但

由^ウ之^ノの^事起^ル見^ル
 者^ナ多^ク也^{ナリ}
 即^チ都^ル兒^ル格^コ

其各種ハ皆急に長^キ連^ルに熟^スも^斷
 故に彼の夏季甚短^キ地境^ノ
 於て十分適當も^者多^ク也^{ナリ}即^チ都^ル兒^ル格^コ
 種の小麦止白^ベ里^リ種^ノ蕎^麦及^チ歐^州選^出已^種種^ノ
 苧麻の代用に止白^ベ里^リ種^ノ大麻^{セハバ}
 テ^子ッ^ブ、^子ッ^ル等^ノ如^ク一^望ら^くハ此^ノ意見^ヲ
 取用^シ事^ニ施^スあ^らば其^ノ利益^ヲ
 得る^ハと果^シて少^クら^ずに其^ノ土

頗肥沃して些少の糞養を用ゐる
 と猶能成熟し裸麦ハ八倍大麦ハ十二
 陪の収納を得ると雖^而も耕作^は
 甚僅々多し所以ハ其地の^民少^く
 るよ由るの^故なり其穀物の價他の
 土産の物品より遙に卑しり^也
 ハ多し^の地^の濱地より東察加へ
 移居せる人民ハ唯^に自己の須用又供を

るだけの穀物を作り其他の餘暇ハサ
 アべル^ハ粟^ノ穀^ノ類^ノに^ハアベル^ル
 亞細亞の北^部止^り淡^海其^他全^體皆^毛
 色頭^頭及^て耳^遠ハ^淡海^色其^他全^體皆^毛
 赭^石黒^狐皮^等と併^せ稱^す
 貴^童黒^狐皮^等と併^せ稱^す
 版^飾用^子を^獵及^他の^職業^を以^て事^す
 多^く用^子を^獵及^他の^職業^を以^て事^す
 と^是れ^彼穀^物を^送る^ハ其^利益^を
 更に多^く分^を為^する^ハ此^故に^事業^を
 耕^作を^勤む^る者^ハ少^く重^く

恩賞を賜へて農業を勸免且^其住民の素
 耕作して獲たる穀物の其價を論する
 亦となく絶て善く亦を買入るべし
 設^レバ此等の人民ハ耕作を勤むる由て
 他の事業を為さうハ更に善き算計
 を成し得^ル所の處法を制さべしあり
 人皆他の更に確實にして大^レ作^レ利あり
 職業の爲に多^ク其時を誤用する者

系るに豈却て少し利ある事業に進む
 亦とを望まんや
 當時其地^ニ在任せる魯西亞人及東察^加
 人の口數寡少ありの事^ハ尚^ホ難^シ
 其中婦人の數^{殊に}僅少あり即^チ東察加の
 植民増息をい^ハ道甚^ク少^シ所以あり○
 ベテ^ル。五^ノ。パ^ノル^ノ地^名子^住る人民ハ
 軍兵を保^セ算へて百五十乃至百八十

官制の書本
 官制の書本
 官制の書本

人許あるに其中婦人ハ僅かに二十五人
と冬冬季の間ハ運送船及商船の屢此
地に留泊する者ある可故に男數ハ
差もを^増三百人に及ぶあり然
るに婦人ハ却て其數常に同^其斯く不
等ある所以ハ其土の風教禮節極えて
猥褻ありて且妊娘多^いうらさる^る媼
交^を以て其常と為さる由るの予^ハテ

ル工^ニパウル^ル子^ヲ於て小兒を見るありと
僅に六七人^ハ過^りず而して其一般ハ
上官の生む所一般ハ住民の内其身行
善良ありて他に超へる者の生む所
の^之を以て總して此地の三人を除く^の
外諸の配偶皆懐妊する者^{あり}とありし^り
實に萬方して其愚弊を芟除する事を
勉む^べきありの^地ハ東察加^中

官言の書札

子於て婦人の本分男子よりも超越勝るも
 日所の一地より是即衆くの親族其血
 縁の好を以て互に相連結し且厄勅祭キ
 巫教法より従つて血族の縁途に遠き者
 不在ても尚能く媿嫁を出得をぬ得ぬぬ
 習俗多るに由るもの云へり此
 故にせ子ラアル官コセレフ人其配下
 の兵士を出遣して地名前の地より遊歴せ

一は其地の常例より能わて一婦を娶り
 是に由て其好き序次を就くおとを最
 良策とせり又いしがの婦人ハ加之
 又能諸事に勉勵し且好んで良き法則
 を守るを以て甚せし名あり東察加の
 兵士今是靜の婦人を東察加に携入帰
 せば其婦の良徳ハ即最上の媿贖資と云云
 しが一我常に人の世より其生計の

の貧富あるを觀るに全く其者の身行
 勤精ある是に反せる身行者と有于繋せ
 りの予意に華ハ媿儀を整ふる所の魯
 西亞人及コサッケン人ハ官より其儀
 費を興ふる事ハを約せらるハ於てハ今此雜
 費又甚大多しハて而も其用ハ更
 に著シきを知る設へハ其者に人其の固
 有ととも一室を興へて彼の通帯の風習の如

く衆人一室ハ棲住するハと莫くハ登
 衆人同住ハ唯其禮節を汚ハがものこ
 事ハも亦能一門の家政法度を守執る事
 を妨ガぎハ其他ハ争鬪喧擾譁等を媒起するの害
 ありハの又彼に一區の小園地を設テお其
 自己に須用する所の果實を收刈むハ樹木三種を備へ
 子を安クむハの又一小家居ル必要とする
 器具數件を給与すハ其土地原來器具ハ

富具數件を給与すハ

未

之「缺」をる處ありて此諸物甚高價なりと
 なるの此他其小児を乳養する可為
 に牝牛數頭を飼ふべし而して牛羣の滋殖
 を欲せしむるに時々鮮肉を用ふるも供を
 べしの人其各自本有の住棲を備へざ
 るを以て其人多分媿憂する處と能ハ
 ざるハ實に大ひくある貧戚及不幸とも
 なり故に身行節度ありて他

小児超逸する人輩ハ特にあつてを褒賞
 せしむる處と小して見^{彼の}男女共に固有せ
 る諸般姦行の惡性を嚴しく戒懲する
 一法とせざるは是れ蓋し姦の嚴密系
 なる法^制より由て稍^ヤ其善行より改^革を移^る者ありし
 べし
 東察加ハ然く極とて児^輩の如き風習の
 地なるが故に予何^れして去^るを良風

官説... 書... 和...

多	る	小	艇	お	て	東	察	加	河	を	航	し	二	子
ト	ロッ	フ	箱	の	如	き	勘	の	深	き	多	く	相	似
せ	る	コ	セ	レ	フ	に	入	名	前	小	夫	の	小	舟
出	と	は	る	者	の	斯	く	諸	事	の	力	を	盡	
く	事	を	勤	む	も	ハ	又	能	其	倍	を	改	む	ら
困	難	ふ	し	て	具	多	分	危	険	多	る	愚	法	を
甚	し	く	減	少	せ	る	地	小	於	て	夏	月	旅	行
小	改	移	せ	し	と	ん	と	を	欲	を	就	中	人	民

多	る	小	艇	お	て	東	察	加	河	を	航	し	二	子
ト	ロッ	フ	箱	の	如	き	勘	の	深	き	多	く	相	似
せ	る	コ	セ	レ	フ	に	入	名	前	小	夫	の	小	舟
出	と	は	る	者	の	斯	く	諸	事	の	力	を	盡	
く	事	を	勤	む	も	ハ	又	能	其	倍	を	改	む	ら
困	難	ふ	し	て	具	多	分	危	険	多	る	愚	法	を
甚	し	く	減	少	せ	る	地	小	於	て	夏	月	旅	行
小	改	移	せ	し	と	ん	と	を	欲	を	就	中	人	民

官説書利

つて樹枝を衝抵して毎時覆没の難を
 被る者と又少くも予嘗て此の如き
 巨浸及其位勢に就て考ふるに此河系
 アワツカ河を通行する數萬の旅人其年
 年々此處不幸に罹ぬ者亦多し其
 難を以て高岸を築き舟を造り此二河
 へ備へ設けハ爾来果して安全を護る
 事多し

事^固に於て輕くぞ知東察加の如き地
 方に於て國政の極首を以て之を觀
 るに豈特に最緊要の一事ありや實
 に今賑を茲に駐ちて住民の生命を安
 全に置くにむる事務むるなり
 予處にべテル上。パウル港の不幸系
 る況景を就て記載する者多し
 の此地に於て震掩ある歐邏巴の小舟

一雙及歐羅巴風子建造也脚船一二
 隻を備ふ船荷を卸す用者或は薪
 也下製塩場を開き時木材木炭枯草
 塩等を運載及夕の力地河上諸般
 般の運送又ハバイダレニ詳を一二
 里外の處又送る事ある可故にアソツ
 口河外の運送の用は供する出とを要
 せり又爰に二十五人乃至三十人の支

原セト
 一
 一

揮を司る海船総管の官人一員を置き
 亦きに二三の木匠鍛工既匠及船匠等
 數名を附属せしむべし即畧して是を
 言ハバ、エ、ン、バウル又一箇の小系
 子アドミラルティト船海の事社を建
 造する事ハ別便に詳解
 を待とぞ皆人希望する所ありカピ
 テイン官ビルリ名ング名人の海船スラ

官ビルリング名人の海船スラ

ワロシイ船を造建せらるゝ其價金及工
 作の勞用恐らく他の地より移して造る所
 の海船（小要せらるゝ）も更に夥しく費やせし
 る也其功亦く若し是を其法より熟し
 る匠工の監督を以て造りし事ハ蓋
 し譯地の如き沈没の患ハ未だあらざり
 し事然人の口ギテルエンバヤル地ハ正
 く帝國港口の中一地と稱せらる地なりハ

此港より平常十八門乃至二十八門を
 備へ多し小軍艦一隻を置き三四年亦
 之を交代せしむべし其地の鎮臺
 是を植民の用ニ供へんと欲更に
 蛇足と為さるゝの事ありん實に切要系
 る一事ありと認る
 當今此地に現存せる東察加人甚寡少
 小して且近年小在てハ實に全死也

官制海軍科

一畫せん 小豆と雖亦其稟性善良哉
 実雅順よして客を愛し事こと勉勵し善
 長首の供たての美質を具く多る人
 民を讚賞うた今一言を加へざるおとそ
 得た但是等の輩ハ原もとより僅少なり
 論を其老く死亡せしハ宛に東察加の為
 に浩大なる大損失とありき其故
 ハ此等の輩ハ王諸侯を奉た用す平ら也
た

して多く其所用は適とるは足る者な
 りハあり
 東察加ハ魯西亜人より構へ多る街坊
 の中ち小居住せし其地の内部うちに在あり
 カストロカフカ東察加の方言といはるは
 村々々々に住棲其カストロカハ大大小小廣廣義義
 種々ありの千八百年及千八百〇一年
 の間其地ち小流行せし最後の傳染病び

て五百千餘の東察加太其災に罹り死亡
 せし後ハ各箇のオストロフ村落の義
 毎に多概してハ其存生せし者僅かに十五人
 或ハ二十人あり蓋し其内頗る強健な
 る者亦ありと雖總に其半數の人民を
 存せしむのここのオストロフ前にハ
 直北一々のタイラン東察加の方言。即
 渠長の支配に隷屬を久余ランハ其又

衆中より招擧せし者おして其身
 分ハ魯西亞の村落の於けるスタロジ
 官即村長の身分と相等しオタイラン
 官の次にエサウル官の位を執る者一
 人從屬をエサウルハ本末オストロフ中
 を支配せし權を帯びる者おしてタイ
 シンハ常に其命をエサウルハ其命を
 ありありのタイラン官若し其所に居令

官制

セシる時ハエスサウル其職ニ當リオ
 スト口_カ落_カ中_カの耆老多ク東察_カ加人_カエス
 サウルの孫を執るウカイヲシの勢威
 頗大_カ多クそのマテ己_カが獨断_カテ内列
 を取行_カハ權あり但_カ一其挂撃二十を過
 ぐ_カテ例_カ一テカイヲシ_カ官_カニ除_カ授
 たり_カ子ハ身行良善衆ニ卓越す_カ新の
 勤恪多ク東察_カ人_カを撰_カ奉_カテ_カも_カも_カも_カも

〇カイヲシハ其オスト口内各府の政
 理を監護するの外亦諸の東察_カ人_カ歳貢
 として献納する所の上好あるサーベ
 ル皮_カ瀛_カ楽_カの_カに_カ美_カ麗_カ多_カきを_カ撰_カ擇_カ一_カテ_カ其
 印記_カを_カ配_カ一_カ之_カを_カ都_カ城_カの_カ一_カ長_カ官_カ子_カ輸_カ送_カ
 其見_カ院_カ子_カ供_カ一_カむ_カる_カあ_カと_カを_カ用_カ一_カ乃_カ
 長官_カあ_カと_カを_カ院_カ一_カ帝_カ家_カの_カ鑿_カ洞_カ原_カ名_カブレ
 ルテ_カ瀛_カ楽_カ案_カ子_カに_カ役_カ物_カ人_カの_カ其_カ價_カを_カ定_カむ_カる_カも_カも_カも_カも
 品_カ傾_カ危_カ鑿_カ案_カ子_カに_カ役_カ物_カ人_カの_カ其_カ價_カを_カ定_カむ_カる_カも_カも_カも_カも

官談

り	の	オ	スト	ロフ	の	課	税	の	定	額	ハ	サ	ア	ベ	
ル	皮	の	價	を	以	て	征	入	一	而	一	て	其	計	餘
ハ	價	金	よ	て	タ	イ	ン	の	手	に	交	附	を	カ	
イ	ン	ン	乃	之	を	平	均	一	て	甚	オ	ス	ト	ロ	フ
住	民	ノ	分	配	を	受	け	り	の	東	察	加	人	の	職
税	ハ	口	銀	の	外	尚	大	畧	三	ル	一	べ	ル	の	金貨
未	詳	を	出	す	る	も	但	一	之	を	金	貨	子	の	名
徴	收	心	も	サ	ア	ベ	ル	皮	を	以	て	前	上	の	法

に	償	ふ	ふ	と	た	り	の	縦	令	東	察	加	人	の	法
上	好	なる	サ	ア	ベ	ル	皮	の	價	十	ル	一	べ	ル	
ル	及	二	十	ル	一	べ	ル	子	直	る	者	系	る	も	東
索	加	人	の	與	り	に	ハ	最	上	格	擇	の	品	た	
り	と	も	三	ル	一	べ	ル	半	分	多	う	ら	ん	の	
然	る	に	當	時	ハ	其	價	を	陪	一	若	一	サ	ア	ベ
ル	皮	特	上	好	者	に	在	て	ハ	其	皮	一	枚		
十	ル	一	べ	ル	を	償	與	す	る	ま	至	る	實	に	

連に東察加人をして其課税を自由に金貨
 にて負せしむるを先に且彼徒の一苦難
 危難を致して護たる所の諸物を一禁
 の債金も替へて官に納せしむるが如
非理の催督を行はざらん事を安んずる一ホ
 ント量名。我百三十の火薬及鉛ハ東察
 如人に五及六ル一べル名貨直り且各
 箇の旅人之を加察人を致す所ハ若未高價

多し時季を視て利を射る事を察考す
 乃箇様多し價の變化ハ總て非理の所
 為ありを知るべきあり○又爰に
 終に一時行りしは他の課税を彼
 等免せしむる魯西亞の口銀ハ二十年
 を一期とし其總額ハ最後の年アタマアリノヨリ於て
 算計せしむるは物に魯西亞人民
 の口數八年を追て増息せしむるはとあり

官譯洋書萬大

下毎年貢賦（貢に）の勞苦（勞に）自減（自に）する者ありは
 此法制（法に）ハ慈惠（慈に）あり一事といふべし
（是より反して）近來其新領（領に）ともあり東察加子（察に）在てハ
 其人民年々減少（減に）するありハ此法
 全縣隔の差遠あり蓋往時數千の人
 民傳染病の爲に墳墓（墓に）の稅（稅に）あり中災年
 己未ハ特に然り（其に）最後の（其に）算計（算に）千七百
 九十五年に行へり（瀧案を）一瀧案（瀧案に）を卒へ（此時）二十年の
 多きを

皇十三年

云爾後千八百年及千八百〇一年の間
 に五千人を七ひき而るに生存（生に）りたる
 人民（其に）此歳貢及課稅（稅に）を七百九十五年貢
 數を以て催進（進に）是を彼等（等に）在て甚重（重に）
 課とも其故ハ諸の才スロフ（才に）に於て健（健に）
 康の者三十八人乃至四十八人ありしも
 今ハ八人或ハ十人を存するのりありし
 あり實に此一事ハ長く續（續に）けざるを

皇十三年

幸ともべし

予爰に尙東察加人の制度に處置す

て其^多大切なる人民の安穩を保たむ

る所の他の仁惠^多一事を述べし^多の尊

西亞^多より^差發する亞墨利加^多商通の^多アケ

ン^多止^多 官名。即他國の司官の名 及

東察加に赴く^多旅商の東察加人と貿易を

る^多法を^多察する^多に甚其土^多天子^多嘗何

る法を行へり^多の其地^多に^多赴^多く^多旅商^多ハ^多他

の貨物を携へ^多て^多只^多麻^多糸^多の^多焼酒^多を^多夥^多く

齎^多り^多來^多り^多て^多先^多皮^多と^多交^多易^多を^多な^多す^多の

此^多旅^多商^多オ^多ス^多ト^多口^多フ^多子^多列^多を^多バ^多先^多其^多買^多主

ハ^多直^多に^多一^多瓶^多の^多焼酒^多を^多献^多す^多東^多察^多人^多之^多を

を^多飲^多み^多其^多銳^多烈^多の^多酒^多カ^多子^多堪^多へ^多る^多一^多テ

其^多旅^多商^多の^多毒^多猶^多多^多葉^多畧^多を^多御^多抗^多す^多其^多價^多毫

能^多ハ^多や^多る^多に^多至^多る^多東^多察^多加^多人^多其^多價^多毫

言 東 察 加 人

酒^子ハ其^子其^子贈^子一^子瓶^子の^子焼^子酒^子を
飲^子盡^子セバ^子彼^子己^子に^子第^子二^子瓶^子を^子求^子ム^子但^子し^子此^子
第^子二^子瓶^子より^子己^子下^子ハ^子債^子ハ^子せ^子る^子を^子得^子ズ^子又^子
速^子に^子第^子三^子瓶^子第^子四^子瓶^子を^子買^子フ^子車^子を^子彼^子
殆^子醉^子醒^子と^子る^子至^子と^子ハ^子忽^子其^子醉^子耐^子み^子代^子へ^子
て^子水^子を^子和^子し^子多^子る^子焼^子酒^子を^子與^子ふ^子○^子旅^子商^子計^子
全^子其^子詐^子譎^子を^子遂^子に^子人^子が^子為^子に^子東^子察^子加^子の^子方^子
言^子ハ^子フ^子レ^子ア^子カ^子と^子名^子く^子る^子桶^子數^子箇^子を^子具^子へ^子

て^子あ^子を^子を^子二^子様^子に^子配^子別^子し^子其^子内^子小^子桶^子の^子一^子
半^子ハ^子是^子を^子に^子醇^子良^子の^子焼^子酒^子を^子盛^子り^子大^子桶^子の^子一^子
ハ^子水^子を^子和^子し^子多^子る^子者^子を^子盛^子り^子旅^子商^子此^子に^子於^子
て^子東^子察^子加^子入^子の^子方^子へ^子進^子行^子し^子親^子悉^子の^子焼^子酒^子
を^子傾^子き^子薦^子え^子終^子に^子彼^子を^子大^子事^子不^子省^子に^子醉^子
倒^子サ^子し^子也^子旅^子商^子乃^子東^子察^子加^子入^子の^子驚^子へ^子多^子る^子
サ^子し^子バ^子此^子獸^子皮^子及^子他^子の^子獸^子皮^子を^子擘^子つ^子て^子之^子
を^子包^子収^子し^子あ^子を^子に^子て^子先^子に^子飲^子盡^子セ^子し^子焼^子酒^子

羊書鳥

の全量を替へて損失ありと託言
 して去るあり。○東察加大ハ一月許の
 功勞及勤業を以て獲れる。勲績を斯く
 不幸あり。一瞬間に損失。且是中下
 彼の自己及家族の生計安穩を與ふ為
 に鉄くわらり。火葉、鉛粉、火葉及
 其他切要多。諸件を備ふ事。代へ
 て強烈なる飲料の偽計の由り彼が富

を挙げた唯一場の酔醒を買ふの至極
 り。而して此酔醒ハ彼が氣力を奪失し角
 後尚を救ふ。且惨愴哀しむ。ハ
 其体又臨。に至る。其最愴む。ハ
 知り。ハ。元來疾病を帯び。體軀ハ於
 て甚しき害を致し。加ふるに。其精力
 耗滅を併せ。来者も。其故ハ。其病軀
 適なる食料及諸種治療の道甚乏し。

言畢半書馬人

而斯く劇しき激動も長く堪得るおと
 能はざる者ありはるる。此一事ハ人
 民の年々減少を致す原因おして且傳
 染病よ由て東察加人夥しく死亡し殆
 其人種芟盡むに如き原因も亦此一
 事よ歸せらるるおとあり
 茲の極耗せらるる地方お北に旅高の害を
 享るるおと恒に多し。○然し東察加人

の東其 汎 遍 歴 行 せ る 旅 高 の 為 に 陷 る べ し
 多し。斯く懼るるべき事態と共に其彼の
 献貢とありて官に納むべき諸件をも
 亦容易に亡失せらるるおと何をも
 察知せしむ。此故に其課税の献貢を卒
 へざるに前ハ旅高倒年東察加の旅行
 を始むる能ハざるの法を定むるに
 せしむ。一ル官コッセルフ各人ハ此定指其

官 署 年 書 爲 人

宜^に適^せざるを考察して此惡習を十
 分^報根絶せしめんことを勉むるの^ココ^スセ
 ン^フル^ハ東^高察^高加^高人^高貿易^高を業とする者
 ありしハ旅^高商^高の^其地^に遊^行するを禁む
 る^ハと^もなく^但總^て高^旅の^利益^を得^て土^人
^の換^失阿^る諸^件を^禁む^即ち^ト口^フ
^出前に^又於^る焼^酒の^賣買^ハ恒^に之^を
 禁^止せ^り

東^高察^高加^高の^土人^ハ總^て旅^客及^報人^を嚮^導
 導^{する}事を^緊切^とす^要務^と以^加之^其
^報人^の為^にハ^些少^の謝^金を^受る^ハ
 冬^月に^在て^ハ土^人其^旅客^及口^フ
 口^フ村落^前より^オスト^ロフ^へ送^る変^小
 して^且其^使用^を數^頭犬^ヲエ^クラ^ル
 未^詳考^を備^へ設^け及^び恒^に旅^館を^備

ある事を務むるに。但し旅客の爲にハ
凌虐を制御を受く。一とあり。○出春
善於客儀遇し各自に規（を正す）諸般の旅客を
宿し及其犬（儀）に樹（儀）を牽（引）し食を與ふ
る法を勉む而て之を爲に其（敬）報謝を
望むとあり。○當今ハ其地の鎮臺及
諸官員も通行法其儀有て多く其（儀）法を
煩はざる可為に各自に數頭の犬を畜

ふあり。一雨。一に一説話ハ近時濃重
霧は官人其地を通行せしに殆小屋の
如き大の橈に乗る（儀）百數の中（儀）ありて出ると
を牽らしむ其極（加）えて其行を急りしを
以て各箇の休憩所ありて數頭の犬を疲
斃せしむるに至る而して其費用ハ東
察加入し委して彼自之を償はせし
といへり。○夏月ハ東察（和）人常に舟を設

して旅人の往來に備ふ又一分の兵士
 を舟ふて彼是の處に送るにも必土人
 一名を役して嚮導せしむの是れ由て
 土人已にオストロフを離るゝと屢々
 十四日より已上を往るに至り且此時
 に臨んで往々冬月貯藏の用は供する
 魚を備ふる為の好時期を失ふると何
 り其故は漁獵の之を失ふると亦其魚

を乾收するが為と澄晴の夏天數日を
 用者あるは若し之を乾曝するに
 當て兩河るとき中非てハ忽ち魚に蛆
 を生し其全料終に腐敗するに至る
 當時東察加に在る兵士斯く衆多し
 て本註ハ薩克人の外兵士五百人の校
 土人の數甚し僅少あるを以て土人屢々
 出役爲に使役せらるゝて已に業事を

妨^ガ方^ガ尚且其損失を補ふと云ふ一其故
ハ其郵便銀ハ一里一歳案に舊西の
に當^{テニマカ}の路程を一ゴ一里ハ我十ニ丁許
るに當^ルの定額小て官府より償ふと
當^ルに雖此地方サダメ於て償銀シカ爾カ少小
て其諸般シカ功勞シカの爾カ大あるカ充テら
さるを以て予ハ是カを名債シカて笑カふ
を償銀と呼コト做カすとの事カハあり○當

時の鎮臺ハ其兵隊中フキヤウ小於て亦一箇の
惠人本註と云ハ千八百〇八年官子東察加
の支配を鎮臺其遞テニマ報の事小就て良善
ある處法を建たり是カ子由て東察人向
來奉仕する官用諸件小就て損失無事
扱ふ適宜に處置せらるる事あり○東
察加人ハ甚貧陋あり者カ雖亦數款の
西直あり南件何りの此土人の廉潔カ

他の此に越越する者あるあり而
 して適一箇の詐偽ある東察加人を見
 るるありとハ其一箇の富優ある者を見
 るる如く一般に下實に殆下種あるありと
 と以て旅客等一のオストロフ前に
 来るハ金貨及貴重の物件書記類并
 其齋未^{徳て}焼酒茶砂糖煙草等を悉
 く其土のダイシン^{村長の類}に交附も

ろを以て常也也而^{其内}鎖細の物も^遺
 あり一^事あり^{あり}ロイテナン
 ト官^名コセ^名フ^名予^名子^名語り^{あり}あり
 彼氏嘗て一萬三千ルーベル^{の金貨の金}
 額を携て其兄弟の著に鎮臺へ輸^{あり}而
 して金貨を盛^{あり}多^{あり}小桶を毎夕オス
 トロフのダイシンへ交附せ^{あり}に^{あり}バテ
 ルス^{首都}ブルグ^の旅館に宿するも

りも其心更ラに安ラりしレありの東察人
 の一二の過失ハ燒酒を嗜むレ有り然
 るレとも概シ旅商ニ其地ノ土人を保養セ
 る所の緊切ナる趣意ニ帰ルをレせあり
 の強烈ナル料飲ノ節度宜ク用法ハ野
 鄙荒寒ナる氣候ノ地方ニ於テ頗ラ要緊ト
 せしむるレあり或ハ小旅商ニ數月間全ク之
 を缺クりテ飲ム或ハ之ヲ放飲スるレありトを
 嚙ク

成レ得ル時ニ其貯蔵ノ所ノ最
 後ノ物を往チ小授與スるレ價ヲて東
 察加入ノ用ニ供スるレ事ヲ容易ノ良法
 とシとシべシ
 東察加入ハ總テ基律斯ノ督教ヲ奉信ス
 の地兀勒ニ祭ニ亞教ノ僧ハ切ニ改正ヲ加フ
 下ニ於テ要スるレ者トハハ唯ニ

小豆^ノバウ^ノ見ス^ホ地^ノの僧及^ホルセ^レト
 スキ^ノ地^ノの僧^ノ千員を見^ルホ^トと^シ得^ル多^ク
 ホ^ルセ^レトスキ^ノの僧ハ^予ク^ハ彼^ノ地^ニ到^リ
 其^ノ後^ニ不^日に甚^貴重^{ナル}毛^皮を影^シク
 携^ヘテ^シト^キ。バ^ラル^ル。エ^ンバ^ウト^ノ来^ルを
 る^ガ其^ノ交^高を^辯セ^テ後^ニ往^クに^帰リ^去ル
 り^ノペ^トロ^ハウ^ロスキ^ノの僧ハ^其身^分
 甚^鄙賤^{ナル}人物^トを^予ガ^所聞^クト^援を

巴^沙土^ノ内地^ニテ^ハ僧^ヲ尊^ムル^ト也^ト東^ニ
 察^ス加^人ハ^之意^ヲを^卑視^スル^ト也^ト特^ニ甚^ク
 一^トと^シハ^リ



Handwritten text in vertical columns, written in a cursive style. The text is faint and appears to be bleed-through from the reverse side of the page. The characters are arranged in approximately 15 columns, with the first column on the left containing the most legible characters. The text is written within a grid pattern similar to the one on the left page.

